

クーリング・オフについて

- 1 訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）で契約してしまった場合、一定要件のもとであれば、消費者から一方的に契約を解除することができます。（特定商取引法9条、24条）
- 2 訪問販売などの場合のクーリング・オフできる要件
 - (1) 特定商取引に関する法律（特定商取引法）で指定された商品・サービス・権利です。乗用車には適用されません。
 - (2) 化粧品・健康食品等の消耗品は未使用分のみです。
 - (3) 代金の総額が3,000円以上です。
使用すると商品価値がなくなることを、書面で知らされていなかった場合には、使ってしまった後もクーリング・オフが適用されます。
上記以外でもクーリング・オフができる場合があります。
- 3 クーリング・オフ期間（期間内の消印で通知書を発信すれば、業者に届くのが期間を過ぎていても有効です。）
書面交付のあった日から起算して
 - (1) 訪問販売 ----- 8日間
 - (2) 電話勧誘販売 ----- 8日間
 - (3) 連鎖販売取引(マルチ商法) ----- 20日間
 - (4) 特定継続的役務提供 ----- 8日間
(いわゆる エステティックサロン 語学教室 家庭教師派遣 学習塾。)
クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約（中途解約手数料必要）
 - (5) 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法） ----- 20日間
- 4 クーリング・オフの効果
 - (1) 契約を解除しても、損害賠償金や違約金を支払う必要はありません。
 - (2) 支払済みの現金は、全額返金されます。
 - (3) 商品を受け取っている場合は、商品を引き取ってもらえます。
- 5 除外規定（特定商取引法26条）
一般の店舗販売及び通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。
- 6 その他
詳しいことについては、県民安全相談センター、警察署、秋田県生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフの文例

法律によるクーリング・オフは、必ず書面で行なう。
内容証明郵便か葉書を簡易書留で郵送。

ハガキ（簡易書留）の例

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">切手</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">住所</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 株式会社 代表者様 </div> <div style="font-size: small; margin-top: 20px;"> * 簡易書留で出す * 両面をコピーしておく </div>	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">通知書</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 契約申込 平成 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 販売会社 株式会社 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 販売員名 株式会社 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 商品名 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 右記日付の契約申込を解除します 引取って下さいの契約の申込みの 円を返金し商品す </div> <div style="text-align: center;"> 平成 年 月 日 </div>
---	---